女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、 次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2024年8月1日から2029年7月31日までの5年間

- 2. 当社の課題
 - ・有給休暇の取得も進んではきているものの、各個人の取得率にはバラつきがあり50%未満の人も多い。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1 (仕事と生活の調和のための働き方の見直しに関する目標)

有給休暇の取得率を個々人につき最低50%以上の取得を目指す。

【取組内容・実施時期】

2024年8月~ ■各職場での計画取得を啓発する

2024年8月~ ■衛生委員会の開催(月1回)及び、労使双方による取得推進活動

2025年8月~ ■仕事の効率を上げて休みやすい状況を作り出すためにDX化をより進める (スキルアップ等を今まで以上に進めていく)